

事務連絡

令和4年4月15日

各 都道府県 認可外保育施設主管部（局）、保育担当部（局）
各 市区町村

御中

各 都道府県衛生主管部（局）

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

院内保育所の職員の処遇改善に向けた支援について

令和3年度補正予算及び令和4年度予算に基づく保育士等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善については、認可外保育施設は対象としていないところであり、院内保育所についても、認可外保育施設である限りは対象となりません。

一方で、現状において認可外保育施設である院内保育所であっても、市区町村の認可に基づく事業所内保育事業や小規模保育事業等に移行すれば、前述の保育士等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善等の対象になることなどが可能であるところです。

認可外保育施設であっても、新型コロナウイルス感染症の中で、認可を受けた保育所等と同様に、社会において不可欠な保育を担っている部分があり、新型コロナウイルス感染症の影響により認可保育所等が休園した場合の保育ニーズを受け止めている場合もあります。中でも、院内保育所については、新型コロナウイルス感染症対応の最前線で勤務される医療従事者の子どもの保育の受け止め先として重要な役割を担っていることを踏まえ、院内保育所の職員に対する支援に関して、下記のとおりご対応をお願いいたします。

なお、都道府県衛生主管部（局）におかれては、管下の地域医療介護総合確保基金を活用した院内保育所等を開設する医療機関に対して、下記1.の内容について周知いただくようお願いいたします。

記

1. 市区町村の認可に基づく事業所内保育事業や小規模保育事業等への移行

現状で認可外保育施設である院内保育所について、地域の児童の受入れも行うとともに、市区町村が定める基準(基準のイメージは別添1のとおり)を満たし、事業所内保育事業や小規模保育事業等として市区町村の認可を得た場合には、市区町村から運営費が支給されるとともに、令和3年度補正予算及び令和4年度予算に基づく保育士等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善等の対象となる。

事業所内保育事業等の認可に係る基準等については、概ね別添1のとおりとなる。具体的には各市区町村の条例等により定められており、市区町村ごとに異なっている。このため、都道府県衛生主管部(局)及び都道府県等の認可外保育施設主管部(局)におかれては、市区町村の保育担当(局)とも連携し、院内保育所について、市区町村の認可に基づく事業所内保育事業等への移行を検討している医療機関からの個別の相談に対して、適切な保育事業や支援策の情報提供に努めていただきたいこと。その際、厚生労働省が実施する認可施設等への移行支援策の活用も検討いただきたいこと。(別添2)

なお、地域医療介護総合確保基金を活用した院内保育所が、市区町村の認可を受けた事業所内保育事業等に移行する場合、地域医療介護総合確保基金の計画変更を要するとともに、年度途中で移行する場合には、実績に応じて地域医療介護総合確保基金からの支給を行うことになるので、都道府県衛生主管部(局)においては、適切に対応されたいこと。

2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用

各地方公共団体の御判断により、内閣府が実施する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、院内保育所を含む認可外保育施設の職員に対して、一時的な金銭給付を行うことが可能である。このため、域内の院内保育所を含む認可外保育施設に対する支援策の検討に当たって、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を参考としていただきたいこと。(別添3)

(添付資料)

別添1 地域型保育事業の認可基準について

別添2 認可を目指す認可外保育施設への支援

別添3 認可外保育施設の職員に対する支援について(令和4年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡)

○本件についての問合せ先

(認可外保育施設に係る処遇改善の取扱いについて)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

Tel : 03 - 5253 - 1111 (内線 4838)

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(認可の事業所内保育事業、小規模保育事業等について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

Tel : 03 - 5253 - 1111 (内線 4839、4854)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(地域医療介護総合確保基金を活用した院内保育所の運営について)

厚生労働省医政局看護課

Tel : 03 - 5253 - 1111 (内線 2599、4166)

E-mail : kango-b1@mhlw.go.jp

(地域医療介護総合確保基金の計画変更等について)

厚生労働省医政局地域医療計画課

Tel : 03 - 5253 - 1111 (内線 2665、2771)

E-mail : shinkikin9@mhlw.go.jp

地域型保育事業の認可基準について

別添1

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡		—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1／4以上は有資格者とし、比率（1／4、1／3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】 国1／2（市町村1／4、設置主体1／4）（*）

*新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2／3（市町村1／12、設置主体1／4）なる

【補助基準額】 1施設当たり 3, 200万円（待機児童対策地域協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体 1施設当たり 3, 500万円）

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】 国1／2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり 58.7万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。 【補助基準額】 1施設当たり 52.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり 78.6万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】 国1／2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額（移転費）】 1施設当たり 120万円
【補助基準額（仮設設置費）】 1施設当たり 380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】 国1／2（都道府県1／4、市町村1／4）

【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

保育所・認定こども園への移行希望施設	基本分単価
4 歳 以 上 児	<u>6.4万円</u>
3 歳 児	<u>7.1万円</u>
1 , 2 歳 児	<u>12.6万円</u>
0 歳 児	<u>19.5万円</u>

+

公定価格に準じた各種加算

- ※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
- ※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）
【補助基準額】 14.1万円
- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）
【補助基準額】 0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）
【補助基準額】 2.0万円

事務連絡

令和4年3月3日

各 都道府県 認可外保育施設主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課
少子化総合対策室

認可外保育施設の職員に対する支援について

保育士等の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する」こととされたことを受け、令和3年度補正予算に係る経費（保育士等処遇改善臨時特例交付金。以下「特例交付金」という。）を計上し、処遇改善に取り組むこととしています。

認可外保育施設については、公的価格の仕組みとなっておらず、利用料の設定も自由であることに加えて、認可外保育施設の指導監督基準に適合していない施設が約4割程度あるなど各施設の状況も様々であることも踏まえ、特例交付金の対象としていないところです。

一方で、認可外保育施設であっても、新型コロナウイルス感染症の中で、認可を受けた保育所等と同様に、社会において不可欠な保育サービスを担っている部分があり、新型コロナウイルス感染症の影響により認可保育所等が閉園となった場合の保育ニーズの受け皿となる場合もあること等を踏まえて、各地方公共団体の御判断により、認可外保育施設の職員も含めて一時的な金銭給付を行う例もあるところです。

そのような金銭給付を行う場合において活用可能な国の施策としては、内閣府が実施する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、新型コ

コロナウイルス感染症対策の一環として、認可外保育施設の職員に対して一時的な金銭給付を行う場合にこれを対象とすることが可能です。

各地方公共団体におかれては、以上の点を御了知いただくとともに、域内の認可外保育施設に対する支援策の検討に当たって参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、内閣府地方創生推進事務局と協議済みであることを申し添えます。

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

Tel : 03 - 5253 - 1111 (内線 4838)

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp